

松川町定例農業委員会議事録 第10回（1月）

1 開催日時 令和6年1月23日（火） 14:30 ～ 15:40

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 17番 北沢 ひろみ

委 員 2番 大場 健彦 3番 米山 広敏 4番 大澤 政弘
5番 佐々木 孝子 6番 牛久保 守 7番 米山 孝広
8番 齊藤 和男 9番 古谷 はるみ 10番 大島 理可
11番 下澤 隆治 12番 竹村 浩子 13番 大場 武吉
14番 池田 毅 16番 松下 守

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 佐々木 静香 主査 羽場 侑佳

6 会議の概要

(1) 開会 ー佐々木係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー松下（敏）会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 12番 竹村 浩子 委員 13番 大場 武吉 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 660㎡ 畑 所有権移転

○大澤委員説明

譲渡人は遠方に住んでおり、耕作出来ずにいました。そこで、譲受人に耕作を依頼したところ、無償でなら良いとの事で合意に至り、今回の申請に至りました。譲渡人は、今回の申請地周辺でも農業を営んでおり、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 2筆 954㎡ 畑 所有権移転

○大澤委員説明

譲渡人は先ほどの議案番号1と同様です。譲受人が異なるだけとなっています。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案第2号をお願いします。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○事務局説明

1番 元大島 1筆 860㎡ 田 所有権

○米山（広）委員説明

前回の定例会時に図ったものと同様の申請となります。太陽光発電の町のガイドラインに沿って、地元説明会等を行っています。申請地周辺の農地はありません。申請地は、この地を借りて耕作している方がいたが、高齢となり耕作が難しいとの事で、同意が得られて今回申請に至ります。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○佐々木委員

近隣住民の同意は得られているのでしょうか。

○米山（広）委員

理解は得られていると思っています。住民の方の声で、現在は耕作しているので、もう少し

の間は待つてほしいとの声がありました。そういった声を汲んで、今回の申請となっています。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【賛成多数】

○会長

賛成多数です。許可相当と認めます。続いて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 3筆 427 m² 畑 所有権・使用貸借権

○大場（健）委員説明

譲受人は、申請地の隣地に居住していますが、子どもが生まれ手狭になったことにより、今回住宅を建設する計画をしました。生活排水は公共下水道を設けます。この周辺は果樹園も少し残っており、これ以上果樹園が減らないようにしていきたいとも思いながら、申請はやむを得ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○古谷委員

使用貸借権に関しては、同意が得られなかったからなのか、または道路なので使用貸借権なのかどちらでしょうか。

申請地の右（東）側は農地なのか宅地なのかどちらでしょうか。

○事務局

使用貸借権の設定については、同意が得られなかった訳ではなく、道路なので使用貸借権となっています。申請地の右側は宅地となっています。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 10 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

先日の定例会の中で、某社において水稻に関しては中間管理事業を行わない（取りやめる）

との事だったが、今回継続案件として掲載されているが、こういった意味合いなのでしょうか。

○交流センターみらい

先日、一気に取りやめるといった説明の仕方をしてしまったが、条件の良いところは引き続き行い、徐々に返却（整理）をしていくといった方針かと思います。

○北沢委員

賃借権設定の設定期間の上限はどれくらいなのでしょう。

○交流センターみらい

別紙を参照ください。令和3年に農業開発公社からこのような通知が出ています。賃借権は11年未満といった期間が明記されています。ただし、それ以上の期間設定を行いたい場合は、農業開発公社と協議を行う事とされていますので、今回協議を行い、30年の賃借権設定の契約が整いました。念の為、民法上の規定ですと、賃借は50年以内なら認められています。

○佐々木委員

位置図があるものとなないものの違いは何か。

先日利用権設定で載っていた場所だが、利用権設定がなされる前に土地の造成等行うのは良いのか。

○事務局

位置図があるものは新規の利用権設定になり、ないものは更新案件になります。

○交流センターみらい

当事者間で話しが出来ていれば問題ないかと思います。

○大澤委員

賃借の契約期間の途中で広大な面積を返却するといった場合でも、借主にペナルティのようなものはないのか。その後の活用方法が困るかと思うので、なにか検討出来ると良いと思う。

○交流センターみらい

借主貸主同士で話しが出来て、合意に至れば合意解約をするといった流れになります。ペナルティは特段ないです。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

②事務局からの協議事項

- ・長野市若穂地区視察研修 精算[資料 No. 1]
- ・令和5年度 農業委員会会計収報告書[資料 No. 2]
- ・農地賃借料情報[資料 No. 3]

(6) 営農支援センターから

(7) 閉会 一佐々木係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

12 番 竹 村 若 子



13 番 大 場 武 吉

